

ご案内

送信日：令和5年9月11日

送信枚数： 枚（送付状を含む）

送付先：組合員 各位

TEL：

FAX：

差出人：専務理事 前川 肇

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543

E-mail : h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

燃料油価格激変緩和対策事業に関する関係文書並びに周知について

いつも石油組合活動にご支援ご協力を賜りありがとうございます。

9月7日（木）開催の経営部会において、燃料油価格激変緩和対策事業延長に関し

本事業に関する「緊急要請第3弾」を発出することが決定されました。

つきましては、下記（別添）の関係文書ご案内いたします。

記

- ① 「緊急要請第3弾」燃料油価格激変緩和対策事業の延長について
- ② 燃料油激変緩和措置についてのお知らせ（チラシ）
- ③ 本事業に関するQ&A「最近のガソリン価格について」
- ④ 参考) 9月7日付 西村経済産業大臣に対する本会要望

緊急要請第3弾

2023年9月8日

47都道府県組合理事長 各位

全国石油商業組合連合会
会長 森 洋
経営部会長 喜多村 利秀

燃料油価格激変緩和対策事業の延長について

- 既知の通り2023年6月以降、政府は原油価格高騰対策として行っている「燃料油価格激変緩和対策事業(以下、補助事業)」について、9月末の補助事業終了に向けて本格的に補助額を縮小させてきましたが、8月30日の岸田首相の会見において本補助事業は本年12月31日まで延長されることが表明されました。
- 9月7日より補助額は一転増加するため、元売等の卸価格が値下がりします。原油価格や為替等の変動如何にもよりますが、現状の水準であれば、9月中は8月末分(8/31~9/6適用)の補助額に比べ5円程度、10月以降は更に9月末分(9/28~10/4適用)に比較して5円程度それぞれ補助額が増えると見込まれます。このことを踏まえ、岸田首相は「10月中に資源エネルギー庁調べの全国平均小売価格で175円程度まで抑制させることを目指す」と表明しております。
- 一方で、補助金増加で、卸価格が値下がりするとはいえ、SS地下タンクには高い価格で仕入れた燃料油の在庫が残っております。こうした状況にもかかわらず、逆ザヤとなるような小売価格の値下げを行うと、過度な廉売競争の状態に陥り、多くのSSが採算経営を維持できず、ひいてはSSネットワークの瓦解を加速させる恐れすらあります。
- 全石連では、SS現場等での混乱を防ぎ、SSネットワークの健全性が損なわれないよう、政治・行政に対する支援要望を行ってまいりますが、47都道府県組合におかれましても、これまで以上に採算販売の重要性を組合員の皆様に訴えていただくとともに、疑わしき廉売行為がある場合には、積極的に不当廉売申告を行っていただけますよう、一段のご協力をお願い申し上げます。

以上

燃料油激変緩和措置についてのお知らせ

ガソリン・軽油、 灯油等への補助 継続中です。

9/7~9/13 の補助額

17.4

円/L

※本来の燃料油価格は、店頭価格に補助金を加算した金額となります。

補助金適用後現金価格

レギュラーガソリン

当店の場合
補助が無ければ…

円/L

円/L

日本は災害が多い国です。普段から災害に備えましょう。
燃料メーターが半分になつたら満タンに。灯油は1缶多めに。

燃料油激変緩和措置についてのお知らせ

ガソリン・軽油、
灯油等への補助
ナノフル
継続中です。

8/31~9/6 の補助額

9.7

円/L

※本来の燃料油価格は、店頭価格に補助金を加算した金額となります。

補助金適用後現金価格

レギュラーガソリン

当店の場合
補助が無ければ…

187

円/L



197

円/L

日本は災害が多い国です。普段から災害に備えましょう。
燃料メーターが半分になったら満タンに。灯油は1缶多めに。

最近のガソリン価格について

Q：報道等でガソリン価格が175円になると聞いたが何故なっていないのか。

- ガソリンをはじめとした燃料油の小売価格は、仕入価格や販売に必要な人件費、設備の維持費などの経費を加味して、それぞれのお店で決定しております。報道等にあった「175円程度に」という価格は、あくまで全国の平均水準を指しており、ガソリンスタンドそれぞれで必要な経費や仕入価格は違うため、実際の販売価格が全国一律で175円程度になるということではございません。

Q：ガソリンなどへの補助金は12月で終了してしまうのか。

- 現在、国から発表されている期間は2023年12月末までとなっております。来年以降も補助金が継続されるかどうかは、現時点ではわかつております。

Q：なぜトリガー条項を発動しないのか。

- トリガー条項の発動については政府が決定しているため、われわれはトリガー条項の発動可否についてお答えできる立場にありません。
- また、仮にトリガー条項が発動した場合、ガソリン税53.8円に含まれる暫定税率分25.1円分が無くなり、ガソリン価格も下がることになりますが、現在、補助金で支給対象となっている灯油や重油、ジェット燃料などはこの対象にはなっておりません。
- 皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。



2023年9月7日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

全国石油商業組合連合会

会長 森 洋

『燃料油価格激変緩和対策事業』が年末まで延長されることに伴い、給油所（S S）店頭における不要な混乱の回避、石油販売事業者の経営安定化並びに懸念払拭のため、以下項目の確実な実施を要望いたします。

1. 岸田首相会見時、今後的小売価格目標について、「10月中に全国平均で175円程度となるよう調整する」との発言ございました。一方、この発言がマスコミ報道される中で、「175円」という数字が独り歩きし当惑しております。つきましては、報道などを通して一般消費者に正しい制度内容が伝わるよう周知の再徹底をお願いいたします。

（以下、具体的項目）

- ①小売価格は輸送コストの違いなどから地域差が生じるため、全国一律の価格にはならないこと。
- ②S S地下タンク内には割高な在庫が残る場合がほとんどであり、9月以降、補助額が増加しても、直ちに小売価格は値下がりしないこと。
2. 高額な補助金が出されている状況で制度を終了すると大きな価格差が生じ、消費者の駆け込み需要などにより流通現場が混乱する恐れがあることから、ソフトランディングできる出口戦略の策定をお願いいたします。
3. 補助事業が終了するにあたり、時間的余裕を持った出口戦略もしくは継続等に関する情報の周知をお願いいたします。

以上